

## 停留場のサインを含めた仕様等について

### 1 目的

LRTの停留場については、トータルデザインの手法を用いて検討を進めてきたところであり、車両の基本仕様の確定により、上屋の範囲や乗降口の位置、サイン等の表示物など、停留場の仕様等について、LRTデザイン部会における検討を踏まえ取りまとめたことから、令和2年度からの整備に向けて、その内容について検討を行うもの

### 2 停留場の概要

- ・ LRTの整備に伴い、宇都宮市・芳賀町に全19箇所を整備する予定の停留場については、利用者が車両を待ち、乗降することができる施設である。
- ・ 具体的な仕様については、「軌道建設規程」、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」等の各種基準に基づくとともに、LRTトータルデザインのコンセプトを踏まえ、機能や色彩等について取りまとめたところである。(参考資料参照)



※ 現時点の停留場名称については仮称であり、正式な名称については、令和元年11月に設置した「芳賀・宇都宮LRT停留場名称検討委員会」において検討を進め、令和2年度の半ばを目途に名称候補の選定を行う。

### 3 停留場サイン表示の前提

芳賀・宇都宮LRT事業の路線や車両等の特性を踏まえ、停留場のサイン表示の検討に当たっては、次の内容を前提とする。

項目	内容
上下線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 終点に向かう下り方面と起点に向かう上り方面それぞれの停留場ホーム側に番号を表示</li> <li>下り方面・・・「1番線」、上り方面・・・「2番線」</li> <li>※ 鉄道の在来線や新幹線など、一般的な事例を基に設定</li> </ul>
車両の号車番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1編成当たり3車体から構成される各車体に号車番号を表示</li> </ul> <p>起点((仮称)JR宇都宮駅 ← 東口停留場方面)    1号車    2号車    3号車    → 終点((仮称)本田技研北門停留場方面)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 鉄道の在来線や新幹線など、一般的な事例を基に設定</li> </ul>
運賃收受方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICカード利用者については、全ての扉(乗降口)から乗降可能</li> <li>・ ICカードを持たない利用者(現金利用者)については、停留場の整理券発行機から整理券を取り、先頭車両の扉(乗降口)から乗降</li> </ul>

#### 4 サインについて

ＬＲＴの停留場については、分かりやすく快適な利用環境を創出し、全ての利用者が円滑に移動出来ることを目指し、トータルデザインのコンセプトに基づき、統一感があり明示性が高いデザインとするほか、利用者の特性に配慮したサインを表示する。

##### (1) 基本的な仕様

サインについては、「宇都宮市公共サイン整備方針・技術指針」等の各種基準やガイドライン、デザインコンセプトに基づき、「配色」や「使用書体」、「外国語表記」など、基本的な仕様の取りまとめを行った。

サインの主な基本仕様

項目	内容
サインの配色	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンボルカラーの黄色を効果的に配色 (ベースはサブカラーの無彩色)</li> <li>・明度差に考慮して配色</li> </ul>  <p>シンボルカラーとサブカラー</p>
使用書体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和文「ヒラギノ角ゴシック」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・文字の端部が末広がりとなっているほか、認識しやすく遠くからでも読みやすい書体</li> </ul> </li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・英数字「Allumi (アルミ)」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・字の囲み形状に開きを持たせた、判読しやすい書体</li> </ul> </li> </ul> 
ピクトグラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS案内図記号を使用 (対象の図記号がない場合は別途図記号を作成)</li> </ul>  <p>JIS案内図記号でのピクトグラム例</p>
書体・ピクトグラムの大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン等を参考に、想定する利用者の位置からサインまでの距離(視距離)に応じて設定</li> </ul>
日本語・外国語表記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平易な日本語表記に英語を併記</li> <li>・運賃收受方法等の利用案内は、必要に応じて中国語(簡体字)・韓国語を併記</li> </ul>

※ 使用書体については、宇都宮市公共サイン技術指針において、和文については角ゴシック体である「新ゴ(モリサワ)」、英文については「Avenir(アベニール)」を標準書体としているが、指針において、実情に応じてこれらに準ずる書体も利用が可能となっている。

今回、新たに整備するＬＲＴ施設のサインについても、技術指針を踏まえた上で、近年の書体の開発や他自治体等の案内表示の使用実績等を考慮し、和文には「ヒラギノ角ゴシック体」、英数字には「Allumi(アルミ)」を取り入れることとした。

## (2) 停留場のサイン表示の考え方

停留場に掲出するサインの表示位置については、以下の考え方に基づき表示するとともに、LRT車両の全扉からのICカード乗降を基本とする運賃収受方法など、芳賀・宇都宮LRT事業の特徴を踏まえたサイン表示を行う。

目的	サインの表示位置の考え方
停留場を発見・確認	・遠方からの視認性を確保するため、停留場上屋の上部（側面、正面など）に表示
乗車位置まで移動	・ホーム上での目的位置まで誘導するため、ホームの出入口付近に表示 ・乗降口等は、床面も含めて目的の位置に表示
利用方法等を確認	・利用者の目線と同レベルの高さに表示するため、停留場のガラス壁面に表示 ・ホーム上の全ての利用者に情報提供するほか、利用者の滞留等も考慮し、停留場中央の壁面に表示

## (3) 利用者の特性に配慮したサイン

サインの具体的な配置やデザインについては、サインの基本的な仕様を基に、次のとおり利用者の特性に応じたサインを表示する。（別紙1参照）

### ア 車椅子利用者

車椅子利用者については、横断歩道からホームまでの間に設置したスロープにより、円滑な移動を可能にするとともに、LRT車両の1号車と3号車の計2か所に設ける車椅子スペースに分かりやすく誘導するため、LRT車両が停車する停留場床面（1号車と3号車の乗降口）に車椅子スペースがあることを示すサイン（乗車位置表示）を表示する。

### イ 外国人利用者

外国人利用者が円滑に利用できるよう、サインの主な言語表記については、平易な日本語表記に英語の併記を原則とするほか、運賃収受方法等の利用案内については、必要に応じて中国語・韓国語を併記する。

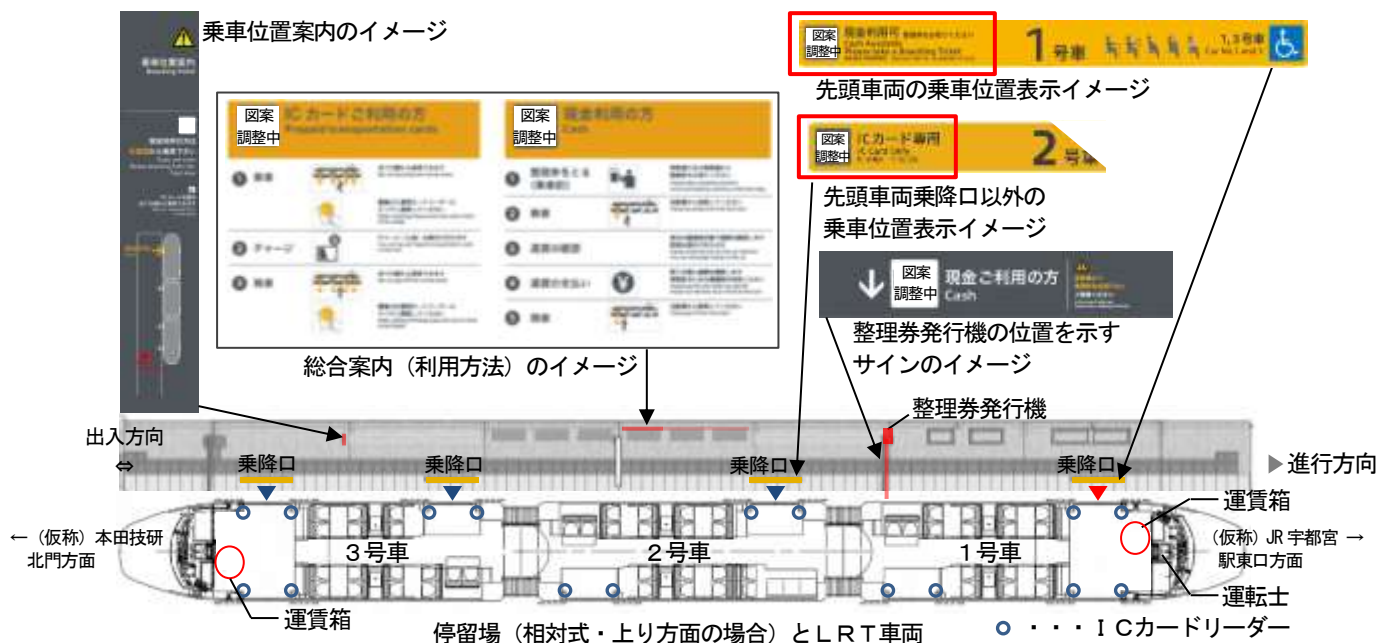
### ウ ICカード利用者

ICカード利用者については、ホーム出入口付近のサイン（乗車位置案内）において、全ての扉から乗車できることを案内するほか、各乗降口付近の床面に乗車位置を示すサインを表示する。

## エ ICカードを持たない利用者（現金利用者）

ICカードを持たない利用者（現金利用者）については、現金による運賃收受方法となり、車両への乗車前に停留場の整理券発行機より整理券を取得することとなる。

このため、ホーム出入口付近のサイン（乗車位置案内）において、先頭車両の扉からの乗車を案内し、整理券発行機の上部に発行機的位置を示すサインを掲出するとともに、現金利用者の乗車位置を示すサインを床面に表示するなど、初めての利用者でもスムーズに乗車できるように配慮する。



## オ その他の配慮事項

停留場壁面の表示物については、停留場（ホーム上）利用者の視点からできるだけ見やすい範囲に掲出するほか、トータルデザインの目指す統一感を確保するため、サインを含む掲出物の掲出範囲は高さをそろえる。

※ ガラス壁面1枚当たりの掲示範囲は幅約3.4メートル、高さ1.2メートルの範囲とする。

## 5 市民参加の取組

### (1) 停留場壁面の個性化

- ・ 停留場には、快適な待合機能を確保するため、防風の役割をもつガラス壁面を設置することとしており、サインを掲出しない壁面の一部については、芳賀・宇都宮LRT事業のトータルデザインによって目指す「まちの顔の創出」や「マイレール意識の醸成」を目的として、市民参加により停留場周辺の特性・資源等を表現する、壁面個性化の取組を実施する。
- ・ 壁面個性化の取組に当たっては、地元根付いたデザイン活動を通じて地域特性や資源等に精通する、デザイン制作等の専門家の集まりである「栃木県デザイン協会」の協力を得ながら、個性化スペースの基本仕様やデザインの表現方法等について整理した「停留場壁面個性化の取組ガイドライン（素案）」に基づき実施する。（別紙2参照）

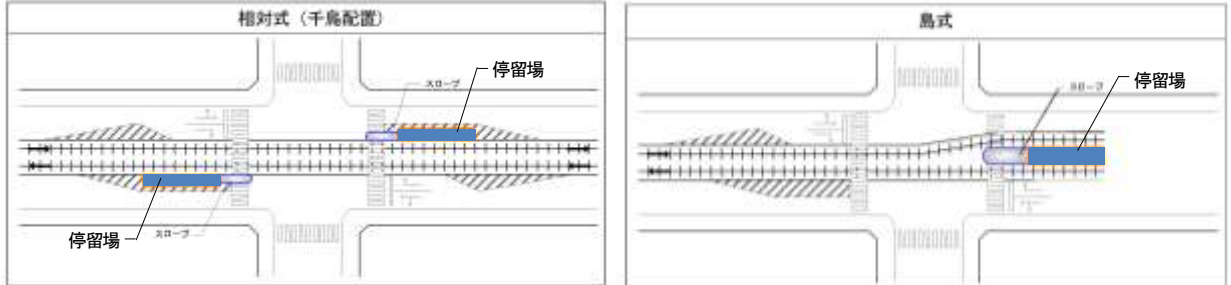
### (2) 市民からの寄付制度の検討

停留場の整備に当たっては、ドネーション（寄付）制度等の活用についても検討を行う。

停留場の概要

◎ 停留場の形式

- ・ 停留場には、ホームの片側のみを使う「相対式」と、両側を使う「島式」がある。
- ・ 停留場の形式は、道路の中央軌道に乗降場を千鳥配置する「相対式」を基本とするが、起終点や交差点部を右左折する停留場等は「島式」とした。



停留場の形式

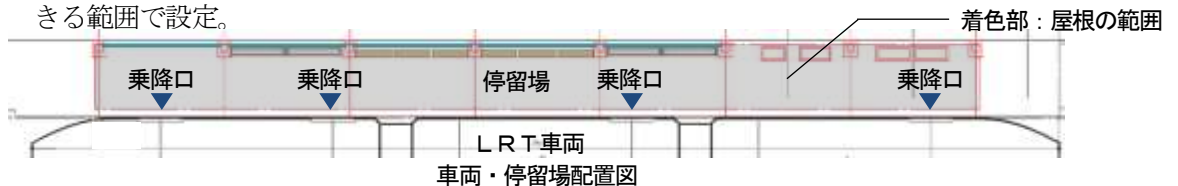
◎ 停留場の具体的な仕様

- ・ 利用者が認識しやすい停留場にするとともに、経済性や維持管理性を考慮した統一した施設とする。
- ・ 停留場については、利用者の安全性やバリアフリーを担保した施設にするとともに、旅客施設としての快適な待合機能、分かりやすい運行表示に配慮した施設とする。
- ・ また、シンボルとなる車両を引き立てるシンプルなデザインにするとともに、「雷都を未来へ」を表現するカラーリングと芳賀・宇都宮地域の風土を象徴する地場産材を活用する施設とする。

停留場の具体的な仕様

項目	内容
利用者の安全性・バリアフリー確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全柵、手すりを設置</li> <li>・車椅子利用者に配慮したスロープを設置</li> <li>・防風パネルは一定の透過性を確保（ガラス壁面）</li> <li>・夜間でも安心して使用できる照明設備を設置</li> </ul>
快適な待合機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨風をしのげる屋根<sup>※1</sup>、防風パネル（ガラス壁面）を設置</li> <li>・座って待てるベンチや腰掛けバー<sup>※2</sup>を設置</li> </ul>
運行表示・サイン <sup>※3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めての利用者でも分かりやすいサインを表示</li> <li>・車両の発車時刻や行先等の表示のほか、音声案内を実施</li> </ul>
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上屋（柱・屋根）の色彩は、車両を引き立てる無彩色（ダークグレー）</li> <li>・上屋の形状は、華やかな装飾をしない鉄骨造</li> <li>・地場産材の大谷石をベンチに使用</li> <li>・天井面には地場産木材のルーバーを配置</li> </ul>

※1 停留場の屋根（上屋）については、車両の仕様の確定に伴い、全ての乗降口をカバーできる範囲で設定。



- ※2 ホームの空間を広く確保しながら、利用者が腰掛けることができる、腰掛けバーを設置。
- ※3 運行表示・サインの表示内容の詳細については、運行計画等の検討と合わせて、引き続き、検討を進める。

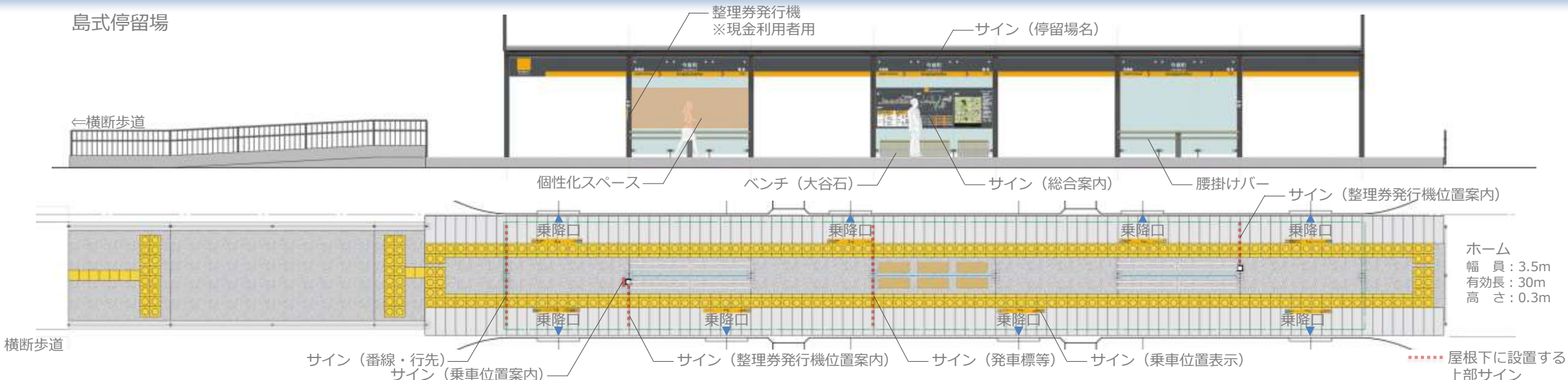


腰掛けバーのイメージ

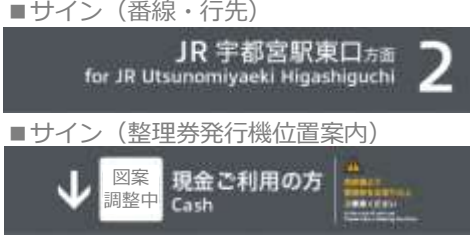
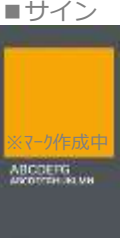
# LR T 停留場のデザイン

## 沿線の歴史と風土を未来へ継承し、沿線住民に愛され、支えられるデザイン

- 【停留場デザインの基本方針】**
- ・利用者が認識しやすい停留場にするとともに、経済性や維持管理を考慮した統一した施設とする。
  - ・利用者の安全性やバリアフリーを担保した停留場にするとともに、旅客施設としての快適な待合機能、分かりやすい運行表示に配慮した施設とする。
  - ・シンボルとなる車両を引き立てるシンプルなデザインにするとともに、「雷都を未来へ」を表現するカラーリングと芳賀・宇都宮地域の風土を象徴する地場産材を活用する施設とする。



■サイン (乗車位置案内)

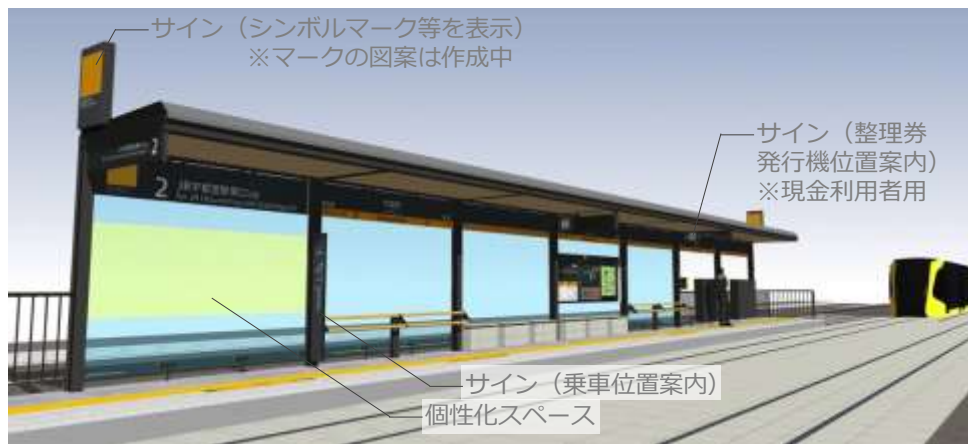


- 【サインの基本的な考え方】**
- ・配色：無彩色をベースにシンボルカラーの黄色を効果的に配色，明度差に考慮して配色
  - ・書体：和文「ヒラギノ角ゴシック」，英数字「Allumi (アルミ)」
  - ・ピクトグラム：JIS案内図記号を使用 (対象の図記号がない場合は作成)
  - ・文字・ピクトグラムの大きさ：ガイドライン等を参考に視距離に応じて設定
  - ・日本語・外国語表記：平易な日本語表記に英語を併記，運賃収受方法等の利用案内は必要に応じて中国語 (簡体字)・韓国語を併記

- 【個性化スペースの基本的な考え方】**
- ・大きさ：サイン (総合案内) と同一の大きさ・幅
  - ・表現：モチーフを1つ以上選定し図柄を作成 (モチーフが複数の場合は，分割表現)
  - ・色彩：サイン等に干渉せず，シンボルカラーの黄色と相性のよい色を推奨
  - ・書体：サインと同一書体の使用を推奨

**【各表示物の特記事項】**

- ・ガラス壁面への掲出範囲は高さを統一 (高さ1.2m)



停留場のイメージ (相対式停留場)

※ 壁面の一部には，サインと高さを統一して沿線地域の個性を表現 (個性化)

**【備考】** 施設デザインの詳細な仕様は，整備を進める中で変更となる場合があります。

# ◆ 停留場壁面個性化の取組ガイドライン（素案）

## ○ 壁面個性化の取組

### (1) 壁面個性化の取組

- ・ 芳賀・宇都宮 L R T 事業トータルデザインが目指す「まちの顔の創出」や「マイルール意識の醸成」を図るため、立地等を踏まえながら、それぞれの目的に適した停留場を選定し、その停留場壁面の個性化スペースを有効に活用していく。
- ・ 個性化スペースに掲示するデザイン（図柄等）は、その地域ならではの特色を表現するとともに、デザインの選定等において市民参加の機会を設けていくことで、「歴史と風土の未来への継承」と「『私たちの駅』という意識醸成」に取り組んでいく。

### (2) 実施する停留場の選定

#### ① 「まちの顔」を創出する停留場

芳賀・宇都宮地域の将来イメージ等を表現し、新たな都市の価値や風格（「まちの顔」）を創出するため、「まちの玄関口」に位置する停留場と、導入ルート上に位置し将来にわたってまちを支えていく重要な拠点である「産業拠点」の中心に位置する停留場を選定する。

- 【実施する停留場】宇都宮市（仮称）JR宇都宮駅東口停留場（まちの玄関口）  
 （仮称）清原管理センター前停留場（産業拠点）  
 芳賀町（仮称）管理センター前停留場（まちの玄関口、産業拠点）

#### ② 「マイルール意識」を醸成する停留場

歴史や風土といった地域の特性や資源が表現しやすく、また、「私たちの駅」であることをより身近に感じていただくことで「マイルール意識」の醸成が図られるよう、地区ごとに1つ以上、停留場を選定し、個性化の取組を実施する。

個性化の取組を実施する停留場の具体的な選定については、沿線地区の代表者（地域まちづくり組織の長など）との協議や住民参加によるワークショップ等の手法を通じて選定する。

- 【実施する停留場】宇都宮市 沿線の5地区ごとに1つ以上の停留場  
 芳賀町 芳賀町内の1つ以上の停留場



※名称は仮称。今後、「芳賀・宇都宮 L R T 停留場名称検討委員会」を経て決定

### 【参考】停留場の基本仕様

#### ■ 島式停留場



#### ■ 相対式停留場



### (3) 取組の進め方

芳賀・宇都宮地域の将来イメージや L R T 沿線各地区の特性・資源等を表現していくことから、地元根付いたデザイン活動を通して地域の特性や資源等に精通する、デザイン制作等の専門家の集まりである「栃木県デザイン協会」の協力を得ていく。

#### ① 「まちの顔」を創出する停留場での取組（事務局で検討）

- ・ 「まちの玄関口」や「産業拠点」に相応しいモチーフの選定
- ・ 公募等の市民参加も視野に入れたモチーフからのデザイン表現の検討
- ・ 個性化スペースのデザイン（案）の制作 など

#### ② 「マイルール意識」を醸成する停留場での取組（各地区と事務局が協働で検討）

- ・ 沿線地区ごとのワークショップ（各地区WS）の企画・組み立て
- ・ 各地区ワークショップにて個性化を実施する停留場の選定（1つ以上）
- ・ 各地区ワークショップにて実施停留場周辺の自然や景観・歴史・文化・スポーツ・食・産業 など、地区ならではの特性等が感じられるモチーフの選定（1つ以上）
- ・ 各地区ワークショップにてモチーフに基づく個性化スペースのデザイン（案）の制作 など

#### (4) 個性化スペースの基本仕様

- ① 大きさ・高さ
  - ・ 停留場壁面の表示物は、「停留場施設デザインの基本方針」から利用者の利便性に直結するサインが最も優先度が高く、サイン以外に壁面を利用する個性化スペース等についてはサインの規格と合わせることで統一的な施設の見映えとすることができる。
  - ・ このため、個性化スペースは公共交通として必要な案内表示に干渉せず、また、主な訴求対象となる停留場利用者の視点から見やすい規格にすることが望ましいと考えるため、壁面を部分的に使用するものとし、壁面のサイン表示と同程度のサイズとし、天地を合わせていく。
  - ※ 個性化スペースの掲示面積は幅3.4メートル、高さ1.2メートルの範囲とする。
  - ※ 停留場そのものの周知・訴求の役割は位置サインで対応する。
- ② 掲示方法等
  - ・ グラフィックシートの貼り付けとする。
  - ・ 掲示内容は屋外広告物条例等の関係法令を基づくものとする。
  - ※ 宇都宮市内の停留場では宇都宮市屋外広告物条例、芳賀町内の停留場では栃木県屋外広告物条例が該当
- ③ 掲示にあたっての留意事項
  - ・ 一般的な停留場の利用において剥離しにくい材料・材質を用いること
  - ・ 発光・蛍光または反射効果を有する材料・材質は使用しないこと
  - ・ 信号機や道路標識等の効用を妨げないこと
  - ・ 自動車等の交通や路面電車の運行、歩行者等の視認性や安全性の確保を阻害しないこと
  - ・ 掲示物の更新や修正を想定して停留場への影響が少ない方法に配慮すること
  - ・ 掲示面だけではなく、裏面からの掲示物の見え方にも配慮すること



<相対式停留場の個性化スペースイメージ>

#### (5) 維持管理等について（引き続き検討中）

- ・ 個性化スペースのグラフィックシート掲示は、それぞれの停留場の整備に合わせて市・町で実施する。
- ・ 沿線企業等の「マイレール意識」の醸成も視野に入れ、沿線企業等からの協賛金を募集することも検討中
- ※ 協賛金を得る場合、協賛企業に対してグラフィックシートの一部への企業名称等の記載とし、金額については年間12万円程度（月あたり1万円）を基本に検討中
- ・ グラフィックシートの更新（デザイン変更を含む）はシートの一時的な耐用年数（概ね5年間）に合わせて適宜、検討

### ○ 個性化スペースのデザイン表現

#### (1) 考え方

停留場については、トータルデザインコンセプトである「雷都を未来へ」に基づきデザインされた施設であることから、個性化スペースにおいても、このコンセプトを十分に理解するとともに、停留場ごとの個性化の目的を表現できるモチーフを1つ以上選定し、これを表現したデザイン（図柄等）を作成する。

#### (2) 表現方法

個性化スペースにおいては、停留場ごとの多様な特性と取組全体の統一感を両立したデザイン（図柄等）を表現できるよう、下記の方法を推奨するものとする。

##### ア) モチーフが1つの場合

- ・ 選定されたモチーフに関連する写真やイラストなど、複数の方法から適した表現方法を用いてデザイン（図柄等）を作成し、提示する。
- ※ 正面と側面といった視点を切り替えた見せ方など、1つのモチーフから複数のデザイン（図柄等）を表現する場合は、以下のイ)と同様の表現を推奨する。

##### イ) モチーフが複数の場合

- ・ 個性化スペースを一定間隔に分割し（例：格子柄）、選定されたモチーフごとに写真やイラストなどの適した表現方法により、分割面ごとにデザイン（図柄等）を作成し、掲示する。
- ※ 停留場ごとのデザイン表現を最大限に尊重すべき、区分する直線・曲線の選択は、停留場ごとに決定するものとする。



一面表示

2分割

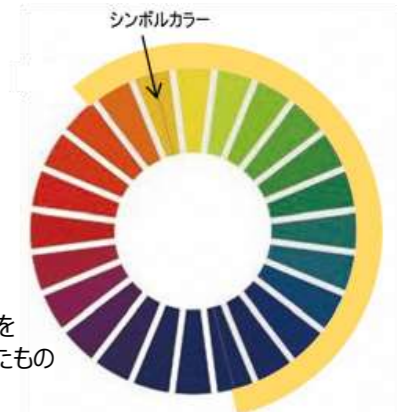
3分割

<分割表現の展開イメージ>

#### (3) 色彩

- ・ デザイン（図柄等）に使用する色彩は、サイン等の色彩に干渉しないよう配慮し、シンボルカラーである「黄色」を中心に停留場全体の色彩的な調和が図られるよう、相性の良い色を推奨する。
- ・ 相性の良い色は、色相環で「シンボルカラーと隣り合う色相」から「反対側の補色」までと「無彩色」を推奨する。
- ※ 赤系の色彩はシンボルカラーと同程度の鮮やかさを発揮するため、原色での使用は避けるものとする。

色相環：  
近い色相（色味、色合い）の色を隣り合わせに置いて、円状に並べたもの



#### (4) 書体

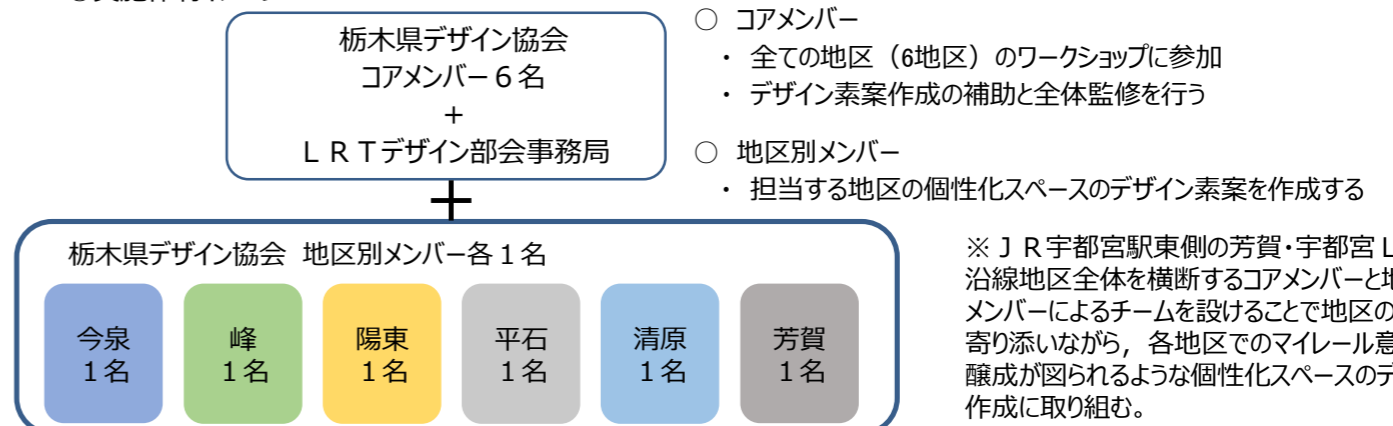
個性化スペースのデザインにメッセージ等を掲示する場合は、停留場全体の統一感を演出するため、サインと同一の書体（和文：ヒラギノ角ゴシック 欧文数字：Allumi）の使用を推奨する。



#### 【参考】「マイレール意識を醸成する停留場」での取組

今後、各地区とワークショップの開催に向けて具体的な調整を図るにあたり、栃木県デザイン協会と事務局による次の体制を進めていく。

##### ○実施体制イメージ



※ J R 宇都宮駅東側の芳賀・宇都宮 L R T 沿線地区全体を横断するコアメンバーと地区別メンバーによるチームを設けることで地区の都合に寄り添いながら、各地区でのマイレール意識の醸成が図られるような個性化スペースのデザイン作成に取り組む。